

○特定遊興飲食店営業に関する読替表

(直線の傍線部分は読替部分。波線の傍線部分は、読替え規定にかかわらず準用時に当然に読み替えられる部分。)

読 替 後	読 替 規 定	読 替 前
<p>(特定遊興飲食店営業)の許可申請書の添付書類)</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第三十一条の二十三において準用する法第五十一条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 営業の方法を記載した書類</p> <p>二 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類</p> <p>三 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図</p> <p>四 申請者が個人である場合(第十七条において準用する次号又は第六号に該当する場合を除く。)には、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(外国人にあつては</p>	<p>(特定遊興飲食店営業)の許可申請書の添付書類)</p> <p>第十七条 第一条(第十一号を除く。)の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五十一条の内閣府令で定める書類について準用する。この場合において、第一条第五号中「法第二条第二項」とあるのは「法第二条第十二項」と、「法第三条第一項」とあるのは「法第三十一条の二十二」と、同条第九号中「第七条各号」とあるのは「第二十三条において準用する令第七条各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>(風俗営業)の許可申請書の添付書類)</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第五十一条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 営業の方法を記載した書類</p> <p>二 営業所の使用について権原を有することを疎明する書類</p> <p>三 営業所の平面図及び営業所の周囲の略図</p> <p>四 申請者が個人である場合(次号又は第六号に該当する場合を除く。)には、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(外国人にあつては</p>

、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されているものに限る。（以下同じ。）

ロ 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第一項第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

ニ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ

、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されているものに限る。（以下同じ。）

ロ 法第四条第一項第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

ニ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ

。で特定遊興飲食店営業を営むこと
に関し法定代理人の許可を受けている
ものにあつては、その法定代理人の氏
名及び住所（法定代理人が法人である
場合においては、その名称及び住所並
びに代表者の氏名）を記載した書面並
びに当該許可を受けていることを証す
る書面（特定遊興飲食店営業者の相続
人である未成年者で特定遊興飲食店営
業を営むことに関し法定代理人の許可
を受けていないものにあつては、被相
続人の氏名及び住所並びに特定遊興飲
食店営業に係る営業所の所在地を記載
した書面並びにその法定代理人に係る
第十七条において準用するイからハま
でに掲げる書類（法定代理人が法人で
ある場合においては、その法人に係る
第十七条において準用する第七号イか
らハまでに掲げる書類）

五 申請者が個人の特定遊興飲食店営業者
（法第二条第十二項の特定遊興飲食店営
業者であつて申請に係る都道府県公安委
員会（以下「公安委員会」という。）の

。で風俗営業を営むことに関し法定
代理人の許可を受けているものにあつ
ては、その法定代理人の氏名及び住所
（法定代理人が法人である場合におい
ては、その名称及び住所並びに代表者
の氏名）を記載した書面並びに当該許
可を受けていることを証する書面（風
俗営業者の相続人である未成年者で風
俗営業を営むことに関し法定代理人の
許可を受けていないものにあつては、
被相続人の氏名及び住所並びに風俗営
業に係る営業所の所在地を記載した書
面並びにその法定代理人に係るイから
ハまでに掲げる書類（法定代理人が法
人である場合においては、その法人に
係る第七号イからハまでに掲げる書類
）

五 申請者が個人の風俗営業者（法第二条
第二項の風俗営業者であつて申請に係る
都道府県公安委員会（以下「公安委員会
」という。）の法第三条第一項の許可又

法第三十一条の二十二の許可又は法第三十一条の二十三において準用する法第七條第一項、法第七條の第二項若しくは法第七條の第三項の承認（以下この号及び第十七条において準用する次号において「許可等」という。）を受けているものをいう。第十七条において準用する次号及び第八号において同じ。）である場合（第十七条において準用する次号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類

イ 第十七条において準用する前号ロに掲げる書面

ロ 第十七条において準用する前号ニに掲げる書類

六 申請者が未成年者である特定遊興飲食店業者であつて、その法定代理人が申請者が申請に係る公安委員会の許可等を受けて現に営む特定遊興飲食店営業に係る許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請書に係る特定遊興飲食店営業及び現に営む特定遊興飲食店営業のいずれについても特定遊興飲食店営業を営む

は法第七條第一項、法第七條の第二項若しくは法第七條の第三項の承認（以下この号及び次号において「許可等」という。）を受けているものをいう。次号及び第八号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類

イ 前号ロに掲げる書面

ロ 前号ニに掲げる書類

六 申請者が未成年者である風俗業者であつて、その法定代理人が申請者が申請に係る公安委員会の許可等を受けて現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請書に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限

ことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。)には、次に掲げる書類

イ 第十七条において準用する第四号ロに掲げる書面

ロ 被相続人の氏名及び住所並びに申請書に係る営業所の所在地を記載した書面

ハ 法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載した書面並びに当該法定代理人に係る第十七条において準用する第四号ロに掲げる書面(法定代理人が法人である場合においては、その役員に係る第十七条において準用する次号ハに掲げる書面。ただし、当該役員が、申請者が現に営む特定遊興飲食店営業に係る許可等を受けた際の役員でない場合には、当該役員に係る第十七条において準用する次号ロ及びハに掲げる書面)

七 申請者が法人である場合(第十七条に

る。)には、次に掲げる書類

イ 第四号ロに掲げる書面

ロ 被相続人の氏名及び住所並びに申請書に係る営業所の所在地を記載した書面

ハ 法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載した書面並びに当該法定代理人に係る第四号ロに掲げる書面(法定代理人が法人である場合においては、その役員に係る次号ハに掲げる書面。ただし、当該役員が、申請者が現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の役員でない場合には、当該役員に係る次号ロ及びハに掲げる書面)

七 申請者が法人である場合(次号に該当

- において準用する次号に該当する場合を除く。) には、次に掲げる書類
- イ 定款及び登記事項証明書
 - ロ 役員に係る第十七条において準用する第四号イ及びハに掲げる書類
 - ハ 役員に係る法第三十一条の二十三において準用する法第四条第一項第一号から第七号の二までに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面
 - 八 申請者が法人の特定遊興飲食店業者である場合には、役員に係る第十七条において準用する前号ハに掲げる書面
 - 九 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所につき特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者にあつては、火災、震災又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「令」という。）
 - （第二十三条において準用する令第七条各号に掲げる事由により営業所が滅失したことを疎明する書類
 - 十 選任する管理者に係る次に掲げる書類

- する場合を除く。) には、次に掲げる書類
- イ 定款及び登記事項証明書
 - ロ 役員に係る第四号イ及びハに掲げる書類
 - ハ 役員に係る法第四条第一項第一号から第七号の二までに掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面
 - 八 申請者が法人の風俗業者である場合には、役員に係る前号ハに掲げる書面
 - 九 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき風俗営業の許可を受けようとする者にあつては、火災、震災又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「令」という。）第七条各号に掲げる事由により営業所が滅失したことを疎明する書類
 - 十 選任する管理者に係る次に掲げる書類

イ 誠実に業務を行うことを誓約する書面

ロ 第十七条において準用する第四号イ及びハに掲げる書類

ハ 法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第二項各号に掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面

ニ 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・

〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの二葉

(特定遊興飲食店営業の構造及び設備の軽微な変更)

第二条 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、営業所の構造及び設備に係る変更のうち、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規

(特定遊興飲食店営業の営業所の構造及び設備の軽微な変更)

第十八条 第二条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更について準用する。

イ 誠実に業務を行うことを誓約する書面

ロ 第四号イ及びハに掲げる書類

ハ 法第二十四条第二項各号に掲げる者のいづれにも該当しないことを誓約する書面

ニ 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・

〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの二葉

(風俗営業の構造及び設備の軽微な変更)

第二条 法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、営業所の構造及び設備に係る変更のうち、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規

模の様替に該当する変更

- 二 客室の位置、数又は床面積の変更
- 三 壁、ふすまその他営業所の内部を仕切るための設備の変更
- 四 営業の方法の変更に係る構造又は設備の変更

(構造及び設備の変更等に係る届出書の記載事項)

第三条 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項及び第五項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

(構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類)

第四条 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類は、第十七条において準用する第一条第一号から第十号までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第五項の内閣府令で定める書類は、第十七条において準用する第一条第一号

模の様替に該当する変更

- 二 客室の位置、数又は床面積の変更
- 三 壁、ふすまその他営業所の内部を仕切るための設備の変更
- 四 営業の方法の変更に係る構造又は設備の変更

(構造及び設備の変更等に係る届出書の記載事項)

第三条 法第九条第三項(法第二十条第十項において準用する場合を含む。)及び第五項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

(構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類)

第四条 法第九条第三項の内閣府令で定める書類は、第一条第一号から第十号までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類とする。

2 法第九条第五項の内閣府令で定める書類は、第一条第一号から第三号までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類とす

<p>から第三号までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類とする。</p> <p>(特例<u>特定遊興飲食店</u>営業者の認定申請書の添付書類)</p> <p>第五条 <u>法第三十一条の二十三</u>において準用する<u>法第十条の二第二項</u>の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該営業所に係る<u>第十七条</u>において準用する<u>第一条第一号</u>及び<u>第三号</u>に掲げる書類</p> <p>二 <u>法第三十一条の二十三</u>において準用する<u>法第十条の二第一項各号</u>のいずれにも該当することを誓約する書面</p>	<p>(特例<u>特定遊興飲食店</u>営業者の認定申請書の添付書類)</p> <p>第二十一条 第五条の規定は、<u>法第三十一条の二十三</u>において準用する<u>法第十条の二第二項</u>の内閣府令で定める書類について準用する。</p>	<p>る。</p> <p>(特例<u>風俗</u>営業者の認定申請書の添付書類)</p> <p>第五条 <u>法第十条の二第二項</u>の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該営業所に係る<u>第一条第一号</u>及び<u>第三号</u>に掲げる書類</p> <p>二 <u>法第十条の二第一項各号</u>のいずれにも該当することを誓約する書面</p>
--	--	--